

副食費用等の金額変更について

日頃は保育行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、3歳児以上のお子さまについては給食費等をご負担いただいておりますが、令和8年4月分より、次のとおり一部金額変更をさせていただく予定です。

保護者のみなさまにおかれましては、大変ご負担をお掛けいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 変更理由

物価高騰による食材料費の値上げを踏まえたもの

2 変更内容

(1) 公立保育所・公立認定こども園(2号)・待機児童保育室あゆみ

対象年月	令和8年3月分まで (令和8年4月15日支払期限・ 口座引落分まで)	令和8年4月分から (令和8年5月15日支払期限・ 口座引落分から)
主食費	1,000円/月	1,000円/月(※)
副食費	4,800円/月	4,900円/月

(※) 主食費(1,000円/月)は変更となる可能性があります。その際は改めて通知します。

(2) 公立認定こども園(1号)

対象年月	令和8年3月分まで (令和8年4月15日支払期限・ 口座引落分まで)	令和8年4月分から (令和8年5月15日支払期限・ 口座引落分から)
主食費	50円/食	50円/食(※)
副食費	120円/食	123円/食
間食費	120円/食	122円/食

(※) 主食費(50円/食)は変更となる可能性があります。その際は改めて通知します。

※以下のお子さまについては、副食費免除対象となります。

- ・市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯の子ども
ただし、ひとり親世帯等は77,101円未満の世帯の子ども
- ・認可保育所等に入所している就学前児童で数えて第3子以降の子ども

【問合せ先】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 こども育成部 保育幼稚園事業課
電話：072-620-1638(直通)